

川情審査答申第 32号

平成27年12月24日

川口市病院事業管理者

栃木 武一 様

川口市情報公開・個人情報保護審査会

会長 馬橋 隆紀

川口市個人情報保護条例第29条の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年1月28日付で諮問のあった下記の件について、別添のとおり答申します。

#### 記

「川口市立医療センターにおける、〇〇〇〇に関する以下の情報

- ・ 庶務課における、平成24年4月3日付け FAX で参照している「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書。
- ・ 医療情報課における、平成24年4月3日付け FAX の返答。
- ・ 電話録音記録全て。」

についての不開示決定（文書不存在）に対する不服申立て（個人情報保護諮問第25号及び26号）

答 申

1 審査会の結論

- (1) 病院事業管理者が平成26年12月26日に行った平成24年4月3日付けFAXに添付されている「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書について、文書不存在による不開示とした決定は妥当である。
- (2) 病院事業管理者が平成26年12月26日に行ったその余の各文書についての不開示の決定については、既に答申済みなので、本答申で判断は行わない。

2 不服申立て及び審査の経緯

本件は、川口市個人情報保護諮問（以下「諮問」という。）第19号及び諮問第20号に対する当審査会の答申を受けて行われた平成26年12月26日付け不服申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）に対する不開示決定に対し、再び申立人が異議申立てを行ったものである（従って、諮問第19号と諮問第20号掲記の審査の経緯等については、原則として、本答申では略することとする）。

3 平成26年12月8日の審査会の判断

文書①庶務課における、平成24年4月3日付けFAXで参照している「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書について

弁護士への相談は、一職員が個人的に行うものではなく、担当課の判断として弁護士への相談を行うものであって、それをFAXによって弁護士に送信する文書はすべて組織として用いられるものであって公文書に該当する。したがって、これを公文書でないとする実施機関の判断は誤りと言わざるを得ない。そして、これが廃棄されたとすれば、実施機関としてはその経緯について十分に説明することが必要である。

審査会の調査によれば、従前申立人において個人情報開示請求において、FAXによる照会文書の一部開示を受けたこと、その書面において弁護士への回答を求めていることが認められ、実施機関において①の文書が存在したことは明らかである。

これらの事情を考えれば、①の文書に対する不開示の説明はあまりにも不十分なものであり、新たな決定をもって、その経緯及び理由を説明することが相当である。

なお、審査会は②医療情報課における、平成24年4月3日付けFAXへの弁護士からの返答、③電話録音記録全ての各文書の不開示の決定は妥当であるとした。

#### 4 実施機関の再度の不開示決定

実施機関は審査会の答申を受け、平成26年12月26日、文書①②③について再度の不開示決定をした。

5 文書①の再度の不開示決定の理由は、同文書は文書として作成されたものの、「平成23年12月16日付けFAX」という回答が得られた時点で役割を終え、文書作成当時若しくはその直後に廃棄され存在しないとするものである。

6 これに対し、申立人は文書①は回答ではなく弁護士からの質問であるため、回答が得られたので破棄したとの実施機関の説明が誤っていることなどを理由に平成27年1月5日付けで異議を申し立てた。

7 実施機関は平成27年1月28日、上記異議申立てについて川口市個人情報保護条例第29条に基づき、当審査会に諮問した。

8 当審査会は諮問第25号と諮問第26号を併合して審理することとした。そして、実施機関から当審査会に際し、平成27年1月28日付けで理由説明書が提出され、当審査会は平成27年3月23日実施機関の職員から意見を聴取した。

また、当審査会は平成27年8月3日、申立人及び補佐人による口頭意見陳述を実施した。

#### 9 審査会の判断

(1) 実施機関は、再決定するにあたり、文書②及び③についても再度不開示決定をしている。しかしながら、文書②及び③について実施機関が行った平成25年8月15日の不開示決定については、当審査会は平成26年12月8日にいずれも妥当であるとの判断をしているので、同一事案につき、同一機関が二度判断を行わないという一事不再理の原則からこれらについては審査の対象とはせず、判断しないことにする。

(2) ところで、実施機関は、文書①が存在したことは認めるものの、これを添付した弁護士への問い合わせについて、弁護士より回答がされた時点で、その役割を終え、文書作成当時若しくはその直後に破棄されたとする。

(3) しかしながら、回答がされたからといって、質問についての関係文書を破棄するという必要性が生じるものではなく、その理由も不十分である。また、その破棄の時期も「文書作成時」としているが、そもそも文書を作成し、それをすぐに破棄するということもありえないことである。

- (4) 実施機関の主張する再決定の不存在の理由は、これを認めるに相当とは言えず、また、破棄するにしてもどのような規則等に基づきなされたのか、また、誰の責任をもって破棄されたかも明らかにされていない。
- (5) このように、実施機関が主張する文書①を破棄されたとする理由については、不備な点があるものの、現時点で文書①が存在することをうかがわせる事情も認められない。

よって、審査会の結論（１）記載のとおり判断する。

なお、審査会は実施機関に対し、公文書の管理及び破棄については、規則等に従ってこれを行うように強く求める。

平成27年12月24日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊